諮問日：令和３年１０月１５日（令和３年度（情）諮問第２４号）

答申日：令和４年２月２４日（令和３年度（情）答申第４３号）

件　名：裁判官訴追委員会の訴追決定に関し、仙台高等裁判所が最高裁判所から受領した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

「裁判官訴追委員会の訴追決定に関して、仙台高裁が最高裁から受領した文書（直近の事例に関するもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、仙台高等裁判所長官が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第２　事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し、仙台高等裁判所長官が令和３年９月１０日付けで原判断を行ったところ取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書の存否が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）５条１号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

１　本件開示申出文書は、裁判官訴追委員会の訴追決定に関して原判断庁が最高裁判所から受領した文書のうち直近の事例に関するものであるところ、当該文書の存否を明らかにすると、直近において訴追された原判断庁所属の裁判官の存否（以下「本件存否情報」という。）を開示することになる。この情報は、仮に該当する裁判官が存在した場合において、当該裁判官に関して入手可能な

他の情報と照合することにより、当該裁判官が訴追された事実という情報が明らかとなって当該裁判官の権利利益を害するおそれがある（法５条１号後段）。

２　また、本件存否情報が法５条１号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情も認められない。

第５　調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

①　令和３年１０月１５日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　令和４年１月２１日　　審議

④　同年２月１８日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　本件開示申出文書は、裁判官訴追委員会の訴追決定に関して原判断庁が最高裁判所から受領した文書のうち直近の事例に関するものであるところ、当該文書の存否を明らかにすると、本件存否情報が公になると認められる。この情報は、仮に該当する裁判官が存在した場合において、当該裁判官に関して入手可能な他の情報と照合することにより、当該裁判官が訴追された事実という情報が明らかとなって当該裁判官の権利利益を害するおそれがある（法５条１号後段）。

また、本件存否情報が法５条１号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情も認められない。

２　以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法５条１号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委　員　長　　髙　　橋　　滋

委　　員　　門　口　正　人

委　　員　　長　戸　雅　子